

令和元年度 第1回埼玉県福祉のまちづくり推進協議会
結果概要

- 1 日時 令和元年9月6日 午後2時～4時
- 2 場所 さいたま共済会館504
- 3 出席委員
高橋委員、種村委員、菊池委員、田仲委員、樋口委員、内海委員、
金森委員、今井委員
出席8人
欠席4人
- 4 配布資料 別紙のとおり
- 5 会議概要
【議事】
 - (1) 埼玉県福祉のまちづくり条例の概要について
 - (2) 平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画
ア福祉のまちづくり普及推進事業
イ関連事業
 - (3) 建築物の適合率について

※主な内容は別紙「議事概要」のとおり。

議事概要

(1) 埼玉県福祉のまちづくり条例の概要について

(事務局説明)

《高橋会長》

福祉のまちづくり条例やバリアフリー法の規定は非常に細かいので、なかなか理解しにくいと思う。

経緯等を補足すると、社会の中に障壁（バリア）があることから、2006年に国連で「障害者の権利に関する条約」が採択され、2014年に国が批准をした。

2013年には、障害者差別解消法が制定され、これらをベースにして、バリアフリー法が改正された。

なお、福祉のまちづくり条例には「すべての県民が安心して生活することができる豊かで住みよい埼玉をつくる」と書かれているが、社会の中にある障壁がどこにあるのかが書かれていない。改正バリアフリー法には社会の中にきちんとあるということが明記されている。

これは、日本でオリンピック・パラリンピックが開催されるという国際的なプレッシャーもあり、改正に至ったというのが実情ではないかと思う。

この改正に伴って様々な基準も変わってきている。特に交通関係の基準が少しずつ変化しており、例えば、駅の利用円滑化経路については、改正前、駅に出入口が1カ所あれば、ホームが何本あっても、100%と判断されていたのに対し、改正後では出入口から各ホームまでは複数のルートを確保しなければならないと規定された。

そのほか、観光バスや船舶なども法に明記されたり、ハード面とソフト面を一体的に整備しなければならないということも書かれている。

また、今年の9月から、ホテルなどには、全客室のうち、1%以上の車いす使用者用客室を整備しなければならないことも義務付けられた。

こうしたことに合わせ、福祉のまちづくり条例もその都度、規則等の改正をしてきたところである。

では、何か質問等があればお願いしたい。

(なし)

(2) 平成30年度 事業報告及び令和元年度事業計画

(事務局説明)

《高橋会長》

「平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画」について、何か質問等があればお願いします。

《今井委員》

障害者用駐車場マナーアップキャンペーンの啓発ポスターは1都3県で作成しているとのことだが、例えば埼玉県用に特化し、よりインパクトの強いものにしたほうがよいのではないか。近くのスーパーで障害者用駐車場に車を止めている人をよく見かけるが、軽自動車で来る高齢者の方は、あまり止めていないように思う。大型の高級車に乗る人が、よく停めており、非常に性格が表れていると思う。優しいポスターよりはインパクトの強いポスターにしたほうが、効果が現れるのではないか。

《高橋会長》

インパクトの強いポスターをつくることについてどうか。

《事務局（福祉政策課）》

平成28年度から1都3県共同で障害者用駐車場のマナーアップキャンペーンを実施している。啓発ポスターについては、同じポスターで、1都3県一斉に掲示を行っている。

埼玉県だけ突出してインパクトのあるポスターを掲示することは難しいが、意見をいただいたので、次回の1都3県の担当者会議等で、デザインについても検討したい。

《高橋会長》

協議するのは1都3県でもよいが、横並びだとなかなか進まない。埼玉県がオリジナルのポスターを作成するなど、1都2県より先行していくということがあってもよいのかもしれない。

そのほか、質問等はあるか。

《種村委員》

建築物の届出については、床面積によって届出の義務があると思うが、平成30年度の適合率が17.6%というのではいかがか。平成28年度から

30年度にかけて、建築物の届出に関しては25%以下ということだが、この3年間の届出に同じ建物が含まれていれば、多少適合率が上がっているはず。

届け出るからには、これだけ処理をしたみたいなかたちで届け出るのか、あるいは何の処理もせず、ただ届け出ているだけなのか。条例の適合率が上がってないということは、条例を遵守したのが17.6%という意味なのか、データの見方が、いまいち分からないので説明をお願いしたい。

《事務局（建築安全課）》

新築もしくは増築・改築をした場合は、県へ届け出なければならない。平成30年度に927の建物を新築する計画があり、届け出があった。

処理件数が少ないのは、不適合の部分があり、直すよう指導をしているほか、処理が終わっていないものも含まれているためである。

建築物の適合率について、条例で決められている整備項目が100項目あり、全ての整備基準を満足した建築物、いわゆる100点を取ったものが17.6%である。もちろん整備基準は遵守しなければならないので、100点を目指していただくのは当然だが、費用や建物のスペースの問題もあり、全てを満足する建築物には至らないのが現状である。

《種村委員》

建築基準法では、2,000平米以上の建築物はユニバーサルデザインを導入しなければならないなどの条件があると思うが、条例の届出に条件はあるのか。

《事務局（建築安全課）》

埼玉県建築物バリアフリー条例や、福祉のまちづくり条例では、対象規模を引き下げている。

不特定多数が利用する公共的な建築物は、全てが届出の対象となっており、民間の店舗や飲食店などは、200平米や500平米ぐらいまで規模が引き下げられている。そのため、50平米や100平米などの小規模な福祉的建築物をつくろうとすると、トイレを広くしたくても面積が狭くてスペースを確保できないという建築物も対象に含まれてしまう。

《種村委員》

特定建築物とは、福祉のまちづくり条例で指定された建築物ということか。

《事務局（建築安全課）》

そのとおりである。不特定多数が使う建築物ということで規定されている。

《高橋会長》

例えば、図書館をつくるとしたら何平米必要かや、飲食店は何平米以上であるなど、いくつか事例をだせば、分かりやすいと思う。

《事務局（建築安全課）》

飲食店では100平米以上、入院施設がある病院は全てが対象だが、入院施設がなくても200平米以上の病院が対象となっており、小さい町の診療所の建築物なども対象となっている。

《高橋会長》

先ほど話がでた1都3県の中でも、届出の対象はばらばらである。

また、罰則規定がないという説明もあったが、正確には「公表」という規定がある。ただし、バリアフリー法や建築基準法に基づくものは、守らないと建てられないのに対し、福祉のまちづくり条例には罰則制度がないので、手続上は届出を出して、建築確認申請をすることもある。

《種村委員》

県としては許認可のプレッシャーを掛けられないということだと思う。建築主の善意に頼るしかない。一方で、県や市町村は、ユニバーサルデザインを検討する施設に対し、補助金を出す考えはない。

補助金制度がある自治体もあると思うが、埼玉県では、たぶん市町村を含めてないと思う。

《高橋会長》

埼玉県では、施設等に対し、バリアフリーの助成をしているところはないか。

《事務局（福祉政策課）》

県ではないと思うが、市町村までは調べてないので、正確な答えができない。

《種村委員》

障害者や社会的障壁に遭っている方が、町を闊歩できるような状況になるためには、事業者を対象とした何らかの手当てをしていく必要がある。

他県や市町村では、そうした事業が始まっているところもある。今後、福祉のまちづくり条例を一步進めるために、何らかのアイデアを生む必要があるのではないか。

《高橋会長》

条例と連動した助成などのサポートする仕組みをどうつくっていくかとい

うことだと思う。障害者差別解消法という合理的配慮の中で建築物や備品の購入などに補助を出している市町村もある。県レベルだと少ないかもしれないが、市町村レベルだとあると思うので、県が市町村を誘導していくことも必要だと思う。

それでは、何か質問等があればお願いします。

《今井委員》

8ページの「みんなに親しまれる駅づくり事業」について、JR、東武鉄道、埼玉新都市交通に対して、補助しているとあるが、西武鉄道には補助が出ていないのか。

また、11ページの「タクシーバリアフリー化促進事業」について、「ノンステップバス導入促進事業」にある割合の推移のグラフが載っていないのはなぜか。

《事務局（交通政策課）》

西武鉄道は県内に駅が30あるが、利用者数3千人以上の駅については、全ての駅で段差が解消されている。

また、タクシーバリアフリー化促進事業については、平成30年度から事業を開始し、今年度で2年目ということになるため、割合の推移のグラフはつけていない。

《種村委員》

どこを先に整備するか優先順位があると思う。例えば盲学校がある駅を優先的に整備すべきと思うが、実際はどう整備されているか分からない。盲学校のある駅は利用者が3千人を超えていない駅もあると思うが、整備の優先順位はどうなっているのか。

また、福祉のまちづくり条例には、エレベーターのかごの幅が1.4メートル以上という規定があるが、この規定は建築基準法にもあるのか。

例えば1日に何千人も集まるデパートなどで、幅1.4メートルのエレベーターを複数つくったとしても、意味がないと思う。

障害者団体としては、エレベーターの面積が重要であり、最低基準の幅1.4メートル、奥行き1.35メートルでは、車いすが1台と補助員が1人入れれば終わりである。この辺の基準を定めた建築基準法とのリンクがあったのかお聞きしたい。

《事務局（交通政策課）》

国では、鉄道のホームドアについて、平成28年12月に「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめを公表している。

基本的にはこのとりまとめに考え方が示されている。例えば、1日の利用者数が10万人以上の駅を原則として、令和2年度までに整備すると示され

ており、利用者の多い駅を優先して、鉄道事業者が計画していくかたちになっている。

また、県は、視覚障害者の方の利用が多い駅は、補助の対象としているが、基本的には、各事業者が計画を立て、順次整備していくこととなっている。

《種村委員》

駅の利用者数ではなく、危険性の高い駅なども考慮し、優先順位を付けてもらいたい。

例えば、障害者交流センターの最寄り駅など、利用者数だけを重視するのではなく、柔軟に今後の施策に生かしていただきたい。

《事務局（福祉政策課）》

エレベーターについては、国土交通省の交通バリアフリー基準に合わせ、福祉のまちづくり条例についても、幅や奥行き等の基準を決めており、かごの幅は1.4メートル以上、かごの奥行き1.35メートル以上となっている。

《高橋会長》

2000年に定められた交通バリアフリー法では、寸法ではなく、一度に何人乗るかという基準が変わった。俗にいう11人乗りと言われるもので、当時、電動車いすと手動車いすで異なっていたJIS規格を国際水準に合わせるため、70センチ×120センチが1台乗り、かつ同伴者が複数乗れるという基準がつけられた。

交通バリアフリー法において、ホームの幅が狭い駅などが対象だが、JR四谷駅に11人乗るか乗れないかというエレベーターが整備され、それをベースにしながらか、交通バリアフリー法の中で11人乗りがマックスで定められた経緯がある。

また、直角エレベーターというのもあり、かたちとしては11人乗れることになっているが、かなり、ぎりぎりの大きさである。いずれにしても日本の狭い駅舎のホームの中で、どこまで乗ることができるか、どこまでかごの大きさが取れるかというところから決定してきたという経緯がある。

ただし、バリアフリー法改正の前後から、複数のエレベーターに乗れるべきであるという考えがあり、バリアフリー化すればするほど、町の中に車いすの必要な方が増えてくる。

また、リクライニングやチルトタイプという背もたれが動くタイプの車いすもあるので、標準規格以外の状態でエレベーターを乗降する可能性がある。そのため、ガイドラインでは、15人乗り以上を推奨している。

国際パラリンピック委員会のガイドラインでは17人乗り以上というものがあるなど、今後、定員15人以上のエレベーターを整備していく方向になっていくのではないかと思う。

なお、東京2020オリンピック・パラリンピックの会場周辺では、23人乗り以上のエレベーターが標準化され、東京都が整備しているが、通常、一般的な建築物である小さな店舗などでは定員15人以上のエレベーターの設置はなかなか難しい。2階に店舗があっても、11人で乗り入れたなどの状況が多いのではないかと思う。

《種村委員》

建物をつくってしまうと、設備を改修するのに、費用がかかってしまう。今はオリンピック・パラリンピックに向けて整備している状況だが、例えば、現行の整備基準ではホテルの入り口に外国人の車いすが入れない問題がある。ホテル不足が起こると言われているのに、部屋自体に入れないのでは、ホテルの数を増やしても意味がない。

新築したホテルで国際会議を開いた際、外国人の障害者の方がホテルに入れず、ドアの枠を取り外して、カーテンで扉をつくったというような話も聞く。ある程度先を見越した上でのルールを考えてもらいたい。

《高橋会長》

公共交通や公共施設と民間の施設などでは状況が異なるが、イオンなどの商業施設において、何か問題があれば、小さな店舗でも改修をしていくというのが、福祉のまちづくり条例の基本的な考え方であり、規模の大きな施設や公共交通機関は当然、グローバルな基準にしていかなければいけないと思う。

(3) 建築物の適合率について

《高橋会長》

適合率については、こういう協議会の中で公表されたり、それぞれの地方公共団体のやり方によって異なる。

例えば、但し書き規定というのがあり、事業上どうしても整備できないなどの理由で除外される場合がある。スロープの勾配などは、勾配を取るとかえって危険になってしまう地形であれば、除外となる場合がある。

適合率については平均点が重要だと思う。先ほどの説明では、整備基準が100項目程度あるとのことだが、基準を満たした項目一つ一つを全部プラスして平均したということか。

《事務局（建築安全課）》

100項目の整備基準をさらに細分化すれば、点数は上がると思うが、16項目のうち、全部基準を満たしたものが幾つあったかで計算している。

《高橋会長》

100点取った建築物を1件と数えたということ。大学のテストでも60点取ればいいので、60点取ったものを全部足していくと、適合率もだいぶ変わると思う。

不適合の項目で、意外に多いのが施設の案内がないということ。児童福祉施設や学校、病院などは難しいかもしれない。

また、郵便局などでは、中に入ればどこに何があるか分かるのに案内をどこまで行うかという側面もある。用途や規模に応じた整備基準をどこまで決めるのか、細かく決め切れていない現状がある。差を設けられないから、一律に基準をつくってしまう。例えば、グループホームなどで、民間施設をコンバージョンして整備する際、2階にある施設に、エレベーターをどこまで設置するのか、または、車いす使用者用トイレについては、2メートル×2メートル以上の大きさを設けることができるのかという問題があり、非常に難しい。

このような場合、整備基準を緩和するのではなく、その利用状況に合わせた基準をつくる必要があるかもしれない。ただし、基準を見直す場合は、社会的な動向に合うよう丁寧に考える必要がある。

例えば、コンビニエンスストアでは、店舗の規模によって整備基準を分けている。

床面積の合計が150平方メートル以上のコンビニでは、平均点が64点、適合率が2.2%ということは、カウンターの高さが少し違うとか、通路が少し狭いといった理由で、不適合になっている。

整備基準も少しずつ改正しなければならない部分があるが、作業量が相当膨大であるため、県もなかなか踏み切れないのでないか。法律のガイドラインは変わりつつあり、各地方公共団体も、ここ数年で少し体制を整えていると思う。

《種村委員》

一律の基準で決めていくと、どうしても無理があると思う。

例えば、インクルーシブ教育が言われているが、学校にエレベーターが設置されていないから下肢障害のお子さんが3階まで上がれないということもある。

障害をお持ちのお子さんの保護者は、小学校・中学校へ入学する際、必ず相談に行くが、この学校はエレベーターがないから無理、トイレがないから無理と言われる。私が小学生の頃から、同じことが繰り返され、やっとエレベーターが付けられるような状況になってきた。改善はされているが、整備基準はこのような状況を想定して定められているのか。

不適合の理由として、たぶん寸法や規格によってどうしても合わない、条件的に無理があるため、どうしても不適合になってしまう建築物もあると思う。

ただし、エレベーターに関しては、不適合の項目に挙げられていないことから、形などの基準のみを満たしたのかなと思う。

施設の用途・目的などに適した何らかの調査が必要で、その不適合の項目を書くべきなのかなと思う。実際の内容は分からないが、この結果から見ると、そのような感じを受けた。

《高橋会長》

学校のエレベーターが基準を満たしていたか分かるか。

《事務局（建築安全課）》

利用教室を1階に設置する場合を除き、教室が2階、3階にある場合は、昇降機が整備基準に含まれる。

《高橋会長》

エレベーターがない小学校はほとんどないと思う。

3・11の震災直後には、耐震改修のためにエレベーターが後回しになったが、今は地域教育を進めているので、エレベーターを付けないことはないと思う。

《種村委員》

利用教室が1階にまとめられているということは、2階、3階にはないのかという話になる。いまどき、平屋の学校があるのだろうか。

《高橋会長》

ないと思う。ただし、学校で問題となるのは、エレベーターは設置されているが、変なところに段が残っているなどで円滑な経路となっていないことである。

エレベーターがないからではなく、先生方の指導上の理由で特別支援学級が1階に設置されることがある。学年が上がれば、教室も上がっていかなければならないが、そういうところが、まだまだ遅れている。

《今井委員》

資料3の裏の一番下のウというところで「公共的施設」という項目があるが、具体的にどのようなものか、教えていただきたい。

また、不適合になった部分について、その後の指導をされているのか、あるいは改善されたものを確認されているのか、教えていただきたい。

《事務局（建築安全課）》

公共施設には、国や地方公共団体の庁舎などが該当する。市役所など一般の方が多数出入りするところや、特定の方しか来ないところ、人が訪ねて

こない庁舎もある。

また、不適合な建築物については、審査の段階で、適合できない理由などを設計者に確認し、直せないかどうか指導している。

金銭的な理由や、スペースなどの問題から、設計者の一存では直せないため、建築主と相談されるものと思う。

設計者に話を伺うとソフト面に対応するという方も多い。先ほどのカウンターや案内板に関しては、案内所に人がいる、カウンターにも人がいるという前提であるため、ソフト面に対応すると言われる場合がある。一方、小規模の建築物に関しては、こうした環境では行わないと言われる方も多い。

《種村委員》

役所の適合率が84.6%というのは若干問題がある。市民が訪ねるかどうかの問題ではなく、役所の職員にも障害を持った方がいるし、障害者の職員を採用すると言っているときに、利用する市民だけを対象とするのはどうなのか。

バリアフリーに役所が率先して取り組まなければならない中で、建築主の理解が得られるとか、得られないとかという話ではない。

少なくとも公共的建築物に関しては、利用者だけではなく、職員、障害者が採用された場合のことを考えなければならないと思う。この辺の意識を少し変えてもらいたい。

《高橋会長》

公共的施設について、もう少し細かなところが分かるか。

《事務局（建築安全課）》

不適合だったのはカウンター、駐車場及び敷地内通路である。そのほかの項目は適合している。

《高橋会長》

カウンターがあるということは、一般の市民の方が来所する建築物ということか。

《事務局（建築安全課）》

具体的にどのような建築物か分からないが、カウンターが不適合だったのは2件発生している。

《高橋会長》

駐車場では、立地上設置できないところが出てくるかもしれない。この公共的な施設の中身を、少し精査していただくと、問題が見えて解決するかもしれない。また機会があれば、ぜひ、今日質問があったことについて確認し

てもらいたい。

《金森委員》

適合率の推移について、年々下がっていった傾向だが、これは、適合基準そのものが年々厳しくなっているのか、または適合基準に合わない、即さない建築物が増えているのか、傾向や気付いた点があれば教えてもらいたい。

《事務局（建築安全課）》

基準自体にほぼ変更はない。ガイドブックなどが更新されたり、QAが出たりなどで、寸法や考え方が、少し厳しくなったり、緩和されたりということはあると思う。

推移については、平成20年からバリアフリー法、建築物バリアフリー条例ができ、法律で規制されている部分というのが大部分を占めている。

福祉のまちづくり条例については、法律で規制されていないプラスアルファの部分も少し補っている。

法律・条例に規制されている部分は、守らなければ建築確認が通らないため、必ず守るということがあり、そこにお金やスペースをかけることとなった。

《高橋会長》

整備基準を改正するとどうしても厳しくなってしまうため、不適合が増えることとなる。ただし、適合するよう指導する場合でも、完了検査まで実施しているところは少ない。

これはバリアフリー条例も同じことだが、採光面積や容積率などは図面で確認するが、入り口が80センチと書かれていても、実際に内法がどこまであるかまでは、調べ切れていない状況がある。

公共交通機関のように許認可があり、ガイドラインや法律に基づかなければならないものは100%近く整備されるが、民間の建築物では、規模の問題などから、基準を満たさないところがある。

また、バリアフリー条例を少し見直していくと、全体としては適合率が底上げされるという可能性はある。ただし、100%の適合率はなかなか難しく、60点、70点ぐらい取れるまで何とか頑張ろうよという考え方はあるのかもしれない。

東京23区には、60点、70点、80点、一つ星、二つ星、三つ星みたいな分け方で、条例の出来高を公表している自治体もある。そうした工夫の仕方もあると思う。

最低限必要なトイレの問題や2階に店舗があるのにエレベーターが設置されていないなどの問題は困るので、こうした部分はきちんと守っていくという方向性は必要になると思う。

《種村委員》

埼玉県福祉のまちづくり推進協議会が優秀施設などを表彰するのはどうか。表彰された建築物がステータスになるような普及の仕方というのも、一つの方法ではないか。

《高橋会長》

埼玉県もかつて、表彰制度があった。表彰制度をやめると間違いなく適合率は落ち込む。制度があると、自治体も宣伝しなくてはならないので、建築士や建築主も考えてくれる。

東京都や神奈川県は表彰制度を持続しているが、埼玉県はやめてしまったので、適合率が落ち込んだ影響は少なくないと思う。

国土交通省や内閣府が行っている表彰制度でも、埼玉県から、ほとんど候補の建築物が挙がってこない。もったいないと思う。

《種村委員》

やめた理由は予算の関係ではないか。

《高橋会長》

大した費用はかかっていないので予算が理由ではないと思う。ぜひ復活してもらいたい。

《種村委員》

求めるだけではなくて、できたら褒めてやらないといけない。

《高橋会長》

そのとおりだと思う。ぜひ、検討をお願いしたい。

そのほか、いかがか。この機会に、ぜひ話したいことがあれば、お願いしたい。よろしいか。

では、令和元年第1回福祉のまちづくり推進協議会については、これで終了させていただきます。

【終】